

岐阜市地域クラブ活動の認定に関する要綱

令和8年9月1日 決裁

（趣旨）

第1条 この要綱は、部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（令和7年12月文部科学省）に基づき、地域クラブ活動に関する認定制度に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「地域クラブ活動」とは、岐阜市立の中学校及び義務教育学校の後期課程（以下「中学校等」という。）において、岐阜市の休日を定める条例（平成元年岐阜市条例第45号）第1条第1号に規定する市の休日に、部活動（スポーツ、文化、科学等に関する教育活動（中学校等の教育課程として行われるものを除く。）をいう。）に代わって地域の団体（以下「実施団体」という。）が行う活動をいう。

（認定）

第3条 実施団体は、その行う地域クラブ活動について、別表に掲げる要件をいずれも満たす旨の認定（以下「認定」という。）を受けることができる。

（認定申請）

第4条 認定を受けようとする実施団体は、岐阜市地域クラブ活動誓約書兼認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 岐阜市地域クラブ活動認定要件確認書（様式第2号）
 - (2) 地域クラブ参加者一覧表（様式第3号）
 - (3) 実施団体の規約、会則等
 - (4) 前年度の会計報告書
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定による申請は、運営団体（実施団体を会員として組織された団体をいう。以下同じ。）に属さない実施団体にあつては地域クラブ活動が活動拠点とする中学校等を、運営団体に属する実施団体にあつては当該運営団体を經由して行うものとする。

（認定手続）

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請があつたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行うヒアリング、現地調査等により、認定の可否を決定するものとする。

（認定又は不認定の通知）

第6条 市長は、認定をすることを決定したときは、岐阜市地域クラブ活動認定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、認定しないことを決定したときは、岐阜市地域クラブ活動不認定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（認定の有効期間）

第7条 認定の有効期間は、運営団体に属さない実施団体にあつては認定を受けた日の属する年度の翌年度の8月末日まで、運営団体に属する実施団体にあつては認定を受けた日の属する年度の翌々

年度の末日までとする。

（変更の届出）

第8条 認定を受けた実施団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定に係る申請の内容に変更（軽微な変更を除く。）が生じたときは、岐阜市認定地域クラブ活動変更届出書（様式第6号）により、速やかに市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出については、第4条第2項の規定を準用する。

（休止又は廃止の届出）

第9条 認定団体は、認定を受けた地域クラブ活動（第11条並びに第12条第1号及び第2号において「認定地域クラブ活動」という。）を休止し、又は廃止しようとするときは、岐阜市認定地域クラブ活動休止・廃止届出書（様式第7号）により、速やかに市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出については、第4条第2項の規定を準用する。

（認定の取消し）

第10条 市長は、認定団体が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すものとする。

（1）不正な手段等により認定を受けたとき。

（2）虚偽の申請により中学校等の施設を利用したとき。

（3）不正に公費を受給したとき。

（4）次条の規定による指導、助言等を繰り返しても改善が見られず、かつ、今後も改善を期待することができないとき。

（5）前条第1項の規定による廃止の届出があったとき。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、岐阜市地域クラブ活動認定取消通知書（様式第8号）により認定団体に通知するものとする。

（指導、助言等）

第11条 市長は、認定地域クラブ活動の状況等を把握し、その内容に改善が必要な事項が認められるときは、教育委員会と連携を図りながら、認定団体に対して必要な指導、助言等を行うものとする。

（支援）

第12条 市長は、認定団体に対して次に掲げる支援を行うものとする。

（1）認定地域クラブ活動への参加を促進するための生徒、保護者等に対する情報の提供

（2）認定地域クラブ活動の活動拠点となる中学校等の施設等の優先的な利用に関する調整

（3）前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める支援

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年9月1日から施行する。

別表（第3条関係）

項目	基準
(1) 部活動の教育的意義を継承し、及び発展させた活動であり、かつ、地域クラブ活動の対象区域内に居住する生徒が参加を希望する場合、等しく受け入れる体制が整備されていること。	(1) 生徒の自主的かつ主体的な参加に基づく活動であって、競技性及び成果のみに偏重せず、生徒が継続的にスポーツ又は文化芸術活動に親しむ機会を確保し、かつ、生涯にわたってスポーツ又は文化芸術を楽しみ、豊かに関わるために必要な資質、能力等を育てることを目指した活動であること。 (2) 地域クラブ活動の対象区域内に居住する生徒（当該地域クラブ活動の対象区域外に居住する生徒であって、居住地において参加を希望する種目を実施する地域クラブ活動がないものを含む。）であって、当該地域クラブ活動への参加を希望するものを等しく受け入れる体制が整備されていること。 (3) 競技力の強化を目的として、広域から生徒の募集を行うものでないこと。 (4) 選抜等を行わず、参加を希望する生徒を広く受け入れること。
(2) 適切な活動時間及び休養日が設定されていること。	(1) 生徒の健康及び心身の成長に配慮し、岐阜市地域クラブ活動指針（令和5年5月策定）3(1)に定める「適切な活動基準の設定」を踏まえ、可能な限り短時間の活動であり、かつ、合理的、効率的及び効果的な活動となっていること。 (2) 毎月の活動計画（活動日時、場所、休養日、大会の参加日程等）を策定し、公表していること。
(3) 活動の維持及び運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること。	(1) 国が示す参加費等の額の目安を踏まえ、かつ、地域の実情、競技種目等の特性等に応じ、地域クラブ活動を持続的かつ安定的に運営していくために必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること。
(4) 適切な指導の実施体制が確保されていること。	(1) 指導、指導補助、見守り等を行う人材（以下「指導人材」という。）が暴力、暴言、ハラスメント、いじめ、無視等の行為が許されないものであることを十分に理解し、自らこれらの行為を行わないこと及び参加する生徒同士のこれらの行為を発見したときには適切に対処することを誓約すること。 (2) 指導人材は、市又は運営団体に登録された者で、かつ、市が定める研修を受講した者であること。 (3) 持続的かつ安定的な活動を確保し、かつ、暴力、ハラスメント等の不適切な行為を防止する観点から、原則として複数の指導人材が携わる体制が確保されていること。 (4) 地域クラブ活動において発生したいじめ、指導者によるハラスメント等の問題について、実施団体（運営団体を含む。）が主体的に対応に当たる体制が確保されていること。

(5) 適切な安全管理体制が確保されていること。	(1) 生徒の発達段階及び健康状態並びに気温、湿度、暑さ指数等の環境を考慮の上、適切な指導内容、活動時間、休息时间、水分補給の機会等を設定するとともに、活動場所の管理者と連携した施設、設備及び用具の点検体制等を整え、事故の防止を図る体制が確保されていること。 (2) 実施団体（運営団体を含む。）と市、活動場所の管理者等との間で、事故その他の問題が発生した場合の対応、責任関係等をあらかじめ明確化していること。 (3) 保護者及び関係機関に対する緊急時の連絡体制の整備がなされ、事故発生時の対応が適切に行われる体制が確保されていること。 (4) 生徒及び指導人材が、自身の怪我等を補償する保険及び個人賠償責任保険に加入していること。
(6) 適切な運営体制が確保されていること。	(1) 規約等を作成し、及び公表していること。また、規約等に基づき適切な運営が行われていること。 (2) 公正かつ適切な会計処理が行われ、かつ、その結果に関し、関係者に対する情報開示その他の透明性を確保するための措置がとられていること。 (3) 地域クラブ活動の運営に当たって、営利を主たる目的としていないこと。 (4) 大会、コンクール等に参加する場合には、その運営に積極的に協力する体制が確保されていること。
(7) 活動拠点となる中学校等との連携が適切に行われていること。	(1) 地域クラブ活動の活動方針、指導方針、スケジュール等を生徒の在籍する中学校等と共有する体制が確保されていること。 (2) 生徒の活動状況、活動実績等について、必要に応じ、生徒の在籍する中学校等と共有する体制が確保されていること。 (3) 活動拠点となる中学校等の施設等の使用に関し、市及び学校の管理者との連絡調整の仕組みを整え、地域クラブ活動を円滑に実施するための体制が確保されていること。

年 月 日

（あて先） 岐 阜 市 長

団体名

代表者氏名

岐阜市地域クラブ活動誓約書兼認定申請書

次の事項を誓約の上、岐阜市地域クラブ活動の認定に関する要綱第4条第1項の規定により、別紙のとおり、地域クラブ活動の認定を申請します。

（誓約事項）

- 1 地域クラブ活動の認定要件を遵守し、本申請書及び添付書類に記載した内容に沿って活動を行います。
- 2 申請内容のうち認定に係る事項に変更（軽微な変更を除く。）が生じた場合は、速やかに届け出ます。
- 3 岐阜市からの指導、助言等があった場合は、真摯に対応します。

別紙（運営団体に属さない実施団体用）

1 実施団体の名称

種目	
団体名	男子又は女子を記載 ※男女で一つのクラブの場合は、記載しない。 _____ ※市の施設利用の際には、必ずこの名称を使用してください。

2 代表者情報

ふりがな	
代表者名	
住所	〒 _____
連絡先	自宅 () _____ 携帯 () _____
E-mail アドレス	_____@_____ ※市からの連絡がこちらのメールアドレスに送信されます。

3 運営状況

主な 活動場所・施設		所在地	
参加費・保険料等 の受益者負担額	参加費： 円 / 月 ・ 半年 ・ 年 保険料： 円 / 年 その他： 円 / 年		
備考			

4 実施団体の構成員数

		男子	女子	計
中学生 (義務教育学校の 後期課程)	1年 (7年)	人	人	人
	2年 (8年)	人	人	人
	3年 (9年)	人	人	人
	合計人数	人	人	人

5 役員名簿 (代表、副代表、会計等)

役職	氏名	ふりがな	備考

※必要に応じて枠を増やしてください。

6 指導者名簿 (コーチ等)

氏名	ふりがな	市の指定研修 認定証の有効期限

※必要に応じて枠を増やしてください。

7 添付書類

① 岐阜市地域クラブ活動認定要件確認書 (様式第2号) ② 地域クラブ参加者一覧表 (様式第3号) ③ 実施団体の規約又は会則等 ④ 前年度の会計報告書

本申請書及び添付書類にて認定地域クラブ制度の趣旨に沿った団体であることを確認しましたので、承認されるよう副申します。

年 月 日

岐阜市立 中学校 (学園) 学校長

別紙（運営団体に属する実施団体用）

1 運営団体の名称

運営団体名	
-------	--

2 代表者情報

ふりがな	
代表者名	
事務局の 所在地	〒 -
連絡先	() -
E-mail アドレス	_____@_____ ※市からの連絡がこちらのメールアドレスに送信されます。

3 活動場所等

募集対象 区域（エリア）	
主な 活動場所・施設	
活動場所の所在地	
備考	

4 実施団体の名称

男子又は女子を記載 ※男女で一つのクラブの場合は、記載しない。
--

5 実施団体の構成員数

		男子	女子	計
中学生 (義務教育学校の 後期課程)	1年 (7年)	人	人	人
	2年 (8年)	人	人	人
	3年 (9年)	人	人	人
	合計人数	人	人	人

6 指導者名簿 (コーチ等)

氏名	ふりがな	市の指定研修 認定証の有効期限

※必要に応じて枠を増やしてください。

7 受益者負担額

参加費： _____円 / 月 ・ 半年 ・ 年
保険料： _____円 / 年
その他： _____円 / 年

8 添付書類

- | |
|---|
| ① 岐阜市地域クラブ活動認定要件確認書 (様式第2号)
② 地域クラブ参加者一覧表 (様式第3号)
③ 実施団体の規約又は会則等
④ 前年度の会計報告書 |
|---|

本申請書及び添付書類に記載されている運営団体に関する事項については、事実と相違ありません。

年 月 日

(運営団体)

(代表者)

岐阜市地域クラブ活動認定要件確認書

※ 本確認書の内容を審査するため、必要に応じてヒアリングや現地調査、根拠資料の提出等を求めることがあります。

- ① 部活動の教育的意義を継承し、及び発展させた活動であり、かつ、地域クラブ活動の対象区域内に居住する生徒が参加を希望する場合、等しく受け入れる体制が整備されていること。
- ☐ 生徒の自主的かつ主体的な参加に基づく活動であって、競技性及び成果のみに偏重せず、生徒が継続的にスポーツ又は文化芸術活動に親しむ機会を確保し、かつ、生涯にわたってスポーツ又は文化芸術を楽しみ、豊かに関わるために必要な資質、能力等を育てることを目指した活動であること。
 - ☐ 地域クラブ活動の対象区域内に居住する生徒（当該地域クラブ活動の対象区域外に居住する生徒であって、居住地において参加を希望する種目を実施する地域クラブ活動がないものを含む。）であって、当該地域クラブ活動への参加を希望するものを等しく受け入れる体制が整備されていること。
 - ☐ 競技力の強化を目的として、広域から生徒の募集を行うものでないこと。
 - ☐ 選抜等を行わず、参加を希望する生徒を広く受け入れること。
- ② 適切な活動時間及び休養日が設定されていること。
- ☐ 生徒の健康及び心身の成長に配慮し、岐阜市地域クラブ活動指針（令和5年5月策定）3(1)に定める「適切な活動基準の設定」を踏まえ、可能な限り短時間の活動であり、かつ、合理的、効率的及び効果的な活動となっていること。
 - ☐ 毎月の活動計画（活動日時、場所、休養日、大会の参加日程等）を策定し、公表していること。
- ③ 活動の維持及び運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること。
- ☐ 国が示す参加費等の額の目安を踏まえ、かつ、地域の実情、競技種目等の特性等に応じ、地域クラブ活動を持続的かつ安定的に運営していくために必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること。
- ④ 適切な指導の実施体制が確保されていること。
- ☐ 指導、指導補助、見守り等を行う人材（以下「指導人材」という。）が暴力、暴言、ハラスメント、いじめ、無視等の行為が許されないものであることを十分に理解し、自らこれらの行為を行わないこと及び参加する生徒同士のこれらの行為を発見したときには適切に対処することを誓約すること。
 - ☐ 指導人材は、市又は運営団体に登録された者で、かつ、市が定める研修を受講した者であること。
 - ☐ 持続的かつ安定的な活動を確保し、かつ、暴力、ハラスメント等の不適切な行為を防止する観点から、原則として複数の指導人材が携わる体制が確保されていること。
 - ☐ 地域クラブ活動において発生したいじめ、指導者によるハラスメント等の問題について、実施

団体（運営団体を含む。）が主体的に対応に当たる体制が確保されていること。

⑤ 適切な安全管理体制が確保されていること。

- ☐ 生徒の発達段階及び健康状態並びに気温、湿度、暑さ指数等の環境を考慮の上、適切な指導内容、活動時間、休息时间、水分補給の機会等を設定するとともに、活動場所の管理者と連携した施設、設備及び用具の点検体制等を整え、事故の防止を図る体制が確保されていること。
- ☐ 実施団体（運営団体を含む。）と市、活動場所の管理者等との間で、事故その他の問題が発生した場合の対応、責任関係等をあらかじめ明確化していること。
- ☐ 保護者及び関係機関に対する緊急時の連絡体制の整備がなされ、事故発生時の対応が適切に行われる体制が確保されていること。
- ☐ 生徒及び指導人材が、自身の怪我等を補償する保険及び個人賠償責任保険に加入していること。

⑥ 適切な運営体制が確保されていること。

- ☐ 規約等を作成し、及び公表していること。また、規約等に基づき適切な運営が行われていること。
- ☐ 公正かつ適切な会計処理が行われ、かつ、その結果に関し、関係者に対する情報開示その他の透明性を確保するための措置がとられていること。
- ☐ 地域クラブ活動の運営に当たって、営利を主たる目的としていないこと。
- ☐ 大会、コンクール等に参加する場合には、その運営に積極的に協力する体制が確保されていること。

⑦ 活動拠点となる中学校等との連携が適切に行われていること。

- ☐ 地域クラブ活動の活動方針、指導方針、スケジュール等を生徒の在籍する中学校等と共有する体制が確保されていること。
- ☐ 生徒の活動状況、活動実績等について、必要に応じ、生徒の在籍する中学校等と共有する体制が確保されていること。
- ☐ 活動拠点となる中学校等の施設等の使用に関し、市及び学校の管理者との連絡調整の仕組みを整え、地域クラブ活動を円滑に実施するための体制が確保されていること。

上記、要件を確認しました。

年 月 日

（あて先） 岐 阜 市 長

団体名

代表者氏名

地域クラブ参加者一覧表

団体名

No.	氏名	性別	学年	在籍中学校
例	岐阜 太郎	男	3年	〇〇中学校
例	岐阜 花子	女	2年	●●中学校
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				

※中学生（義務教育学校の後期課程に在学する者を含む。）のみ記載すること。

※メンバーが27名を超える場合は、新たな用紙に連番で記載すること。

岐阜市 第 号
年 月 日

様

岐 阜 市 長

岐阜市地域クラブ活動認定通知書

年 月 日付けで申請のあった地域クラブ活動の認定について、下記のとおり認定したので、岐阜市地域クラブ活動の認定に関する要綱第6条第1項の規定により通知します。

記

1 地域クラブ活動の名称

2 認定期間 年 月 日～ 年 月 日

3 留意事項 本通知書は、認定地域クラブ活動であることを証明するものであるため、各認定団体において厳重に保管すること。

様式第5号（第6条関係）

岐阜市 第 号
年 月 日

様

岐 阜 市 長

岐阜市地域クラブ活動不認定通知書

年 月 日付けで申請のあった地域クラブ活動の認定について、下記の理由により認定しないこととしたので、岐阜市地域クラブ活動の認定に関する要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

- 1 地域クラブ活動の名称
- 2 不認定の理由

年 月 日

（あて先） 岐 阜 市 長

団体名

代表者氏名

岐阜市認定地域クラブ活動変更届出書

年 月 日付けで認定を受けた地域クラブ活動について、当該認定に係る申請の内容に変更が生じたので、岐阜市地域クラブ活動の認定に関する要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 地域クラブ活動の名称
- 2 変更事項
- 3 変更年月日
- 4 変更内容 (新)
(旧)
- 5 変更の理由

年 月 日

（あて先） 岐 阜 市 長

団体名

代表者氏名

岐阜市認定地域クラブ活動休止・廃止届出書

年 月 日付けで認定を受けた地域クラブ活動について、活動を（ 休止・廃止 ）するので、岐阜市地域クラブ活動の認定に関する要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 地域クラブ活動の名称
- 2 活動休止予定期間（休止の場合のみ）
- 3 休止又は廃止の理由

岐阜市 第 号
年 月 日

様

岐 阜 市 長

岐阜市地域クラブ活動認定取消通知書

年 月 日付けで認定した地域クラブ活動について、下記の理由により認定を取り消すこととしたので、岐阜市地域クラブ活動の認定に関する要綱第10条第2項の規定により通知します。

記

- 1 地域クラブ活動の名称
- 2 認定の取消しの理由